第三十九条の三十九第十項を同条第六項とし、同条第十一項から第十五項までを削り、同条第十六項中「第六十八条の九第十二項第十号」を「第六十八条の九第六項第七号」に改め、同項第一号中「第十九項」を「第十項」に改め、同項第二号中「第二十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第十七項中「第六十八条の九第十二項第十一号」を「第六十八条の九第六項第八号」に、「同項第十号」を「同項第七号」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十八項を同条第九項とし、同条第十九項中「第六十八条の九第九項」を「第六十八条の九第四項」に、「第二十一項及び第二十三項」を「第十二項及び第十四項」に、「同条第十二項第十号」を「同条第六項第七号」に、「(第二十一項」を「(第十二項」に、「試験研究費の額（当該連結親法人又はその連結子法人の」を「同条第一項に規定する試験研究費の額（」に、「試験研究費の額。」を「法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額。」に改め、同項第一号中「第六十八条の九第十二項第十号」を「第六十八条の九第六項第七号」に、「第二十一項」を「第十二項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第二十項を同条第十一項とし、同条第二十一項中「第六十八条の九第九項」を「第六十八条の九第四項」に、「第二十七条の四第十一項」に、「試験研究費の額（連結事業年度」を「法第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額（連結事業年度」に、「試験研究費の額。」を「法第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額。」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第二十二項を同条第十三項とし、同条第二十三項中「第六十八条の九第九項」を「第六十八条の九第四項」に、「第十九項」を「第十項」に、「同条第十二項第一号」を「同条第六項第一号」に、「第三十項」を「第二十一項」に、「第二十七条の四第十六項」を「第二十七条の四第十三項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第二十四項中「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第六項第九号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第二十五項中「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第六項第九号」に、「第九項」を「第四項」に、「第二十八項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第二十六項中「第九項」を「第四項」に、「第二十五項」を「第十六項」に、「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第二十七項を同条第十九項とし、同条第二十八項中「第九項」を「第四項」に、「第二十五項」を「第十六項」に、「第二十七条の四第二十三項」を「第二十七条の四第二十項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十九項を同条第二十一項とし、同条第三十項中「第九項」を「第四項」に、「第二十六項」を「第十七項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第三十一項中「第一項、第四項、第十七項、第十九項から第二十二項まで及び第二十五項から第二十九項まで」を「第八項、第十項から第十三項まで及び第十六項から第二十項まで」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第三十二項中「第六十八条の九第十項」を「第六十八条の九第十項」に改め、同項第一号中「調整前連結税額」の下に「(同条第六項第二号に規定する調整前連結税額をいう。以下この項において同じ。)」を加え、同号イ中「同じ。)」の下に「から、当該連結事業年度において同条第三項の規定の適用を受ける場合における当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額（同条第六項第六号に規定する特別試験研究費の額をいう。(1)及び次号イ(1)を除き、以下第三号までにおいて同じ。)に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額を控除した金額」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第三項に規定する特別試験研究費の額の合計額

(2)　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額の合計額

第三十九条の三十九第三十二項第二号から第四号までを削り、同項第五号中「第六十八条の九第六項の」を「第六十八条の九第二項の」に改め、同号イ中「第六十八条の九第六項」を「第六十八条の九第二項」に改め、「試験研究費の額」の下に「から、当該連結事業年度において同条第三項の規定の適用を受ける場合における当該中小連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額の(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額」を加え、同号イに次のように加える。

(1)　当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される法第六十八条の九第三項に規定する特別試験研究費の額の合計額

(2)　当該中小連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額の合計額

第三十九条の三十九第三十二項第五号を同項第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　法第六十八条の九第三項の規定の適用を受けた場合　次に掲げる金額の合計額

イ　法第六十八条の九第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額のうち同項第一号に掲げる金額に達するまでの金額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(1)　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第一項に規定する試験研究に係る特別試験研究費の額

(2)　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係る(1)に掲げる金額の合計額

ロ　法第六十八条の九第三項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除された金額が同項第一号に掲げる金額を超える場合のその超える部分の金額に(1)に掲げる金額が(2)に掲げる金額のうちに占める割合を乗じて計算した金額

(1)　当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される特別試験研究費の額からイ(1)に掲げる金額を控除した金額

(2)　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度に係る(1)に掲げる金額の合計額

第三十九条の三十九第三十二項第六号及び第七号を削り、同項第八号中「第六十八条の九第九項」を「第六十八条の九第四項」に改め、同号イ中「第六十八条の九第十二項第十号」を「第六十八条の九第六項第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第九号中「第六十八条の九第九項」を「第六十八条の九第四項」に改め、同号イ中「第六十八条の九第十二項第十二号」を「第六十八条の九第六項第九号」に改め、同号を同項第五号とし、同項を同条第二十三項とし、同条第三十三項第三十九項までを削る。

第三十九条の三十九の二を削る。

第三十九条の四十第一項中「第二十七条の五第一項各号に掲げる認定発電設備で同項」を「第二十七条の五第一項」に、「法第六十八条の十第一項第一号ロ」を「同号ロ」に、「第二十七条の五第二項」を「同条第二項」に、「とする」を「とし、同号ニに掲げる減価償却資産に係る同号に規定する政令で定めるものは、同条第四項に規定する財務大臣が指定するものとする」に改め、同条第二項及び第三項第一号中「第二十七条の五第四項」を「第二十七条の五第五項」に改め、同条第五項第一号イ中「をいう。以下この条」を「(同条第二項の規定の適用に係るものに限る。)をいう。以下第七項まで」に改め、同条第九項中「同条第一項第一号イ」の下に「又はロ」を、「減価償却資産が」の下に「同条第一項に規定する」を、「同号イ」の下に「又はロ」を加える。

第三十九条の四十一第五項中「第六十八条の九第十二項第七号」を「第六十八条の九第六項第五号」に改め、同条第六項第一号イ中「規定する特定機械装置等」の下に「(同条第七項の規定の適用に係るものに限る。)」を加え、同条第七項第一号イ中「をいう。以下この項」を「(同項の規定の適用に係るものに限る。)をいう。以下この条」に改め、同条第八項各号中「特定機械装置等」の下に「又は特定生産性向上設備等」を加え、同条第九項第二号中「法第六十八条の十一第八項」に改める。